平成２５年（フ）第５９１号
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目119番地、住民票上の住所福島市飯坂町中野字堰場36番地の２
債務者　柳田　和子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９４号
福岡県大野城市下大利４丁目15番12―505号コアマンション
債務者　武井　義春
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９９号
福岡県筑紫野市大字天山89番地１
債務者　砥綿美智子（旧姓蓮尾）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０６号
福岡県糟屋郡新宮町夜臼３丁目24番１号
債務者　福田　春美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０８号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目８番40号清原ヴィレッジ106号
債務者　呼子　形三
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０９号
福岡市城南区干隈２丁目35番７号
債務者　土井　一実
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１７号
福岡県古賀市久保1070番地１　202号室、住民票上の住所福岡県古賀市薬王寺1189番地17
債務者　小櫃　将貴
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３１号
福岡市早良区田村４丁目５番８―402号
債務者　中嶋しのぶ
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３４号
福岡市城南区田島４丁目９番12号
債務者　中道　由里
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３８号
福岡県春日市原町２丁目30番地１ラフォーレ春日Ⅱ・301号
債務者　山城　照子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４５号
福岡市博多区祇園町７番７―1003号
債務者　最所　里江
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５２号
福岡市南区清水４丁目８番１号
債務者　櫻木　美穂（旧姓穂阪）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５５号
福岡県春日市上白水７丁目６番地エバーハイツ103号
債務者　村上　和義
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５６号
福岡県春日市上白水７丁目６番地エバーハイツ103号
債務者　村上　一枝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７３号
福岡市南区野多目６丁目12番48―201号
債務者　池之上恭明
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６７５号
福岡市中央区大宮２丁目４番34号　702号、住民票上の住所福岡市南区柳河内１丁目３番５―206号
債務者　赤坂ゆかり
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８１号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央３丁目７番12号
債務者　岩下　龍也
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８３号
福岡県大野城市東大利３丁目16番21―403号シンフォニー大野城
債務者　隈本　充子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで　福岡地方裁判所第４民事部